

定期同額給与の対象範囲が拡大されます

●はじめに

平成29年度税制改正により、役員報酬の定期同額給与の対象範囲が拡大されます。

この改正は、平成29年4月1日から適用となります。

まずは、経費に落とせる役員報酬の支払方法を見ていきましょう。

●経費に落とせる役員報酬の支払方法

1. 定期同額給与
2. 事前確定届出給与
3. 利益連動給与

3. は同族会社以外の法人が対象となるため、同族会社である場合には、1. か 2. に該当しないと経費に落とすことができないこととなります。



●定期同額給与

役員給与を一事業年度、毎月同額で支給すれば経費に落とすことができるという制度です。税務署への届出の必要はありませんが、株主総会等の決議が必要となります。

事業年度の途中で金額を増減させると、差額は経費に落とすことができませんが、事業年度の開始から3ヶ月以内に改訂した場合や、著しい業績不振による引き下げ（事業年度の開始から3ヶ月過ぎてても可）の場合は全額を経費に落とすことができます。

●事前確定届出給与

役員給与の支給時期と支給額を前もって税務署に届け出て、実際にその通り支給すれば経費に落とすことができるという制度です。

事前に届け出ていれば、臨時的な役員給与（賞与）も経費に落とすことができますが、実際の支給時期や支給金額が届出と異なる場合は、全額が経費に落とせなくなるので注意が必要です。

届出の提出期限は「株主総会等から1ヶ月を経過する日」と「事業開始年度から4ヶ月を経過する日」のいずれか早い日です。

●改正前と改正後で変わったこと

今回の税制改正による改正点は以下の通りです。

定期同額給与の範囲に、税及び社会保険料の源泉徴収等の後の金額が同額である定期給与を加える。

今までは、役員給与の額面の金額が同じでなければ経費として落とすことができませんでした。今回の改正により、源泉所得税や社会保険料、住民税等を控除した「手取り」が同額の場合についても、定期同額給与として、経費に落とすことができるようになりました。

①改正前（額面が同額）

支給時期	額面	社会保険料	源泉所得税	住民税	手取り
1月	66.1万円	9.2万円	4.1万円	2.8万円	50万円
2月	66.1万円	9.2万円	4.1万円	2.8万円	50万円
3月	66.1万円	9.2万円	4.1万円	2.8万円	50万円
4月	66.1万円	9.3万円	4.1万円	2.8万円	49.9万円
5月	66.1万円	9.3万円	4.1万円	2.8万円	49.9万円
6月	66.1万円	9.3万円	4.1万円	2.8万円	49.9万円
7月	66.1万円	9.3万円	4.1万円	2.8万円	49.9万円
8月	66.1万円	9.3万円	4.1万円	2.8万円	49.9万円
9月	66.1万円	9.3万円	4.1万円	2.8万円	49.9万円
10月	66.1万円	9.4万円	4.1万円	2.8万円	49.8万円
11月	66.1万円	9.4万円	4.1万円	2.8万円	49.8万円
12月	66.1万円	9.4万円	4.1万円	2.8万円	49.8万円

この場合、額面は同額でも源泉所得税や住民税、社会保険料等が変更されると、「手取り」の金額が変わってしまいます。

②改正後（手取りが同額）

支給時期	額面	社会保険料	源泉所得税	住民税	手取り
1月	66.1万円	9.2万円	4.1万円	2.8万円	50万円
2月	66.1万円	9.2万円	4.1万円	2.8万円	50万円
3月	66.1万円	9.2万円	4.1万円	2.8万円	50万円
4月	66.2万円	9.3万円	4.1万円	2.8万円	50万円
5月	66.2万円	9.3万円	4.1万円	2.8万円	50万円
6月	66.2万円	9.3万円	4.1万円	2.8万円	50万円
7月	66.2万円	9.3万円	4.1万円	2.8万円	50万円
8月	66.2万円	9.3万円	4.1万円	2.8万円	50万円
9月	66.2万円	9.3万円	4.1万円	2.8万円	50万円
10月	66.3万円	9.4万円	4.1万円	2.8万円	50万円
11月	66.3万円	9.4万円	4.1万円	2.8万円	50万円
12月	66.3万円	9.4万円	4.1万円	2.8万円	50万円

6月から住民税額が変更、4月と10月に社会保険料が変更された場合、各月の額面は同額でないものの「手取り」は同額であるため、定期同額給与として額面を経費に落とすことができます。（桑江 共美）